

【メルマガ2月号】新型コロナウイルスに関する入国制限、新型パスポートの発給開始

総領事館メールマガジン第183号（2020年2月号）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス、「たびレジ」に登録されたメールアドレス、及び当館「メールマガジン」登録者に自動的に配信されております。

【目次】

1 総領事通信

2 領事情報

- (1) 新型コロナウイルスに関する中国からの外国人入国制限措置
- (2) 新型パスポート（2020年旅券）の発給開始
- (3) 在留状況確認調査への協力依頼
- (4) 在留届とたびレジに関するお願い
- (5) 在外選挙人名簿への登録

3 犯罪対策

- (1) 各種詐欺にご注意ください ～代表事例紹介（2）～ 『架空請求詐欺』
- (2) 邦人安全対策連絡協議会の開催結果

4 森林火災への復興支援情報

- (1) 日本企業・日本関連団体からの義援金
- (2) 支援先情報【当地の森林火災被害への支援にご関心がある方へのご案内】

5 日本文化行事情報

6 Twitter・Facebookの案内

7 休館日のお知らせ（2月・3月）

1 総領事通信

第7回 ニューカレドニアと日本：歴史的なつながりから観光と交流へ

○紀谷総領事より、ニューカレドニアと日本の歴史的なつながりや、観光をはじめとする交流の広がりについて紹介しています。

<https://www.sydney.au.emb->

[japan.go.jp/itpr_ja/about_consul_generals_newsletter.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/about_consul_generals_newsletter.html)

2 領事情報

- (1) 新型コロナウイルスに関する中国からの外国人入国制限措置

2月1日、豪州政府は、中国本土にいた外国人（豪州永住者及びその家族（配偶者、法的後見人及び扶養家族のみ）を除く）が中国本土を離れあるいはトランジットしてから14日間、豪州に入国することを認めないとする発表を行いました。

カンタス航空は、2月9日から3月29日まで、シドニー-北京、シドニー-上海の二つの便のサービスを一時停止することを発表しました。

在留邦人の皆様、豪州に滞在する方、またはこれから渡航を予定されている方は、関係機関の情報にご注意願います。入国制限措置等については以下のサイトをご覧ください。

○豪州政府の発表（共同メディアリリース）

<https://www.foreignminister.gov.au/minister/marise-payne/media-release/updated-travel-advice-protect-australians-novel-coronavirus>

○カンタス航空

<https://www.qantas.com/au/en/travel-info/travel-updates/coronavirus.html>

（2）新型パスポート（2020年旅券）の発給開始

外務省は、新型のより安全性の高い新型パスポート（2020年旅券）の発給を開始します。新型パスポートの受付は2月4日からです。

今回の更新においては、パスポート冊子に搭載のICチップに記録されている情報の不正読取防止方式、改ざん防止方式を現行パスポートより高度化した方式に変更するとともに、偽造防止能力を高めるため、パスポートの査証ページを我が国の代表的浮世絵である富嶽三十六景をモチーフに、全ページ異なるデザインとしました。

2020年旅券の詳細については、以下の外務省ホームページをご覧ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page23_002803.html

（3）在留状況確認調査への協力依頼

在留届を提出いただいた皆様を対象に、災害や緊急事態等が発生した際に、在留邦人の皆様の安否確認や必要な情報を提供する等のための連絡が迅速に行えるよう、在留届に記載の内容を確認させていただくために依頼しております。お手数ですが、下記内容をご確認のうえ、2月28日（金）までにご回答いただきますようお願いいたします。

ア. お届け済の「在留届」の「住所・同居家族・電話番号・メールアドレス」に「変更」の無い方は、ご回答いただく必要はございません。

イ. 既に日本に「帰国」されている方

「お名前（ローマ字、全員分）」と「帰国日」のみを cgzairyu@sy.mofa.go.jp にご返信ください。

ウ. 引き続きニューサウスウェールズ州及び北部準州にお住まいで、「住所・同居家族・電話番号・メールアドレス」に変更があり、変更届を提出されていない方

(i) インターネット（オンライン在留届（ORR ネット））から在留届を提出された方
転出先が当館の管轄区域内、区域外を問わず、オンライン在留届
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html> での変更をお願いします。

ログイン用パスワードを忘れた方は、システムのメニュー「パスワードを忘れた方」ボタンからパスワードの再登録をお願いします。

(ii) 在留届用紙に記入して届け出られた方など、(i) 以外の方法で提出した方

(a) 当館管轄地域内（ニューサウスウェールズ州及び北部準州）での転居の場合
「お名前（ローマ字、全員分）」と「変更内容（住所変更、同居家族の変更、電話番号、メールアドレスの変更）」を cgzairyu@sy.mofa.go.jp にご返信願います。

(b) 当館管轄地域外へ転居の場合

「お名前（ローマ字、全員分）」と「変更内容（住所変更、同居家族の変更、電話番号、メールアドレスの変更）」を cgzairyu@sy.mofa.go.jp にご返信いただくとともに、転出先を管轄している在外公館へ「在留届」をご提出願います。

※なお、転出先公館への在留届はオンライン在留届により提出可能です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※在留届の詳細については外務省ホームページをご覧ください

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>

(4) 在留届とたびレジに関するお願い

外国に3か月以上滞在する日本人は、最寄りの大使館又は総領事館等に「在留届」を提出することが義務付けられています。

大規模な災害が発生した場合など、当館では、オーストラリアの関係当局に連絡を取って邦人の被害について確認をする一方、在留届を確認して該当地域にお住まいの方に、直接ご連絡を差し上げ安否を確認することがあります。在留届は、このような災害時の安否確認のためにも使用いたしますので、届出内容に変更（住所や同居家族の変更等）が生じた場合には「変更届」を、帰国の際には「帰国届」をご提出いただくようお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、「たびレジ」にご登録をお願いいたします。詳細は以下のURLよりご確認ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(5) 在外選挙人名簿への登録

日本国外に居住されている満 18 歳以上の日本人は、国外からの投票を通じて国政選挙に参加することができます。国外で投票するには、在外選挙人名簿への登録が必要ですので、登録を済まされていない方は、最寄りの大使館又は総領事館等にて登録をお願いいたします。

当館にて登録申請をされる場合、3 か月以上継続して当館管轄区域に居住していることを確認する必要がありますが、すでに在留届を提出されている場合は在留届により確認が可能ですので、パスポートを持参の上、ご来館いただければ登録が可能です。

申請後、在外選挙人証を交付するまでに 2 か月程度を要します。選挙日程が決まり、選挙に対する関心が大きくなった時点からでは登録が間に合わない恐れがありますので、今後の国政選挙に備えて、お早めに在外選挙人名簿への登録手続きを行ってください。詳細は以下のリンクにてご確認ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

3 犯罪対策

(1) 各種詐欺にご注意ください ～代表事例紹介 (2)～

『架空請求詐欺』

○概要

架空請求詐欺とは、架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付するなどし、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺です。

犯人は目星をつけた相手に対し、スピード違反の罰金や公共料金の未払いなどの名目で、すぐにこれを支払うよう電話をかけたリメールを送ったりし、相手が拒否した場合は、警察に逮捕されるなどと相手を威迫する手口が多いことから「ペナルティ詐欺」とも言われます。当地にあっては、ATO（国税庁）の職員を名乗り、未払いの税金を支払うよう求める通称「ATO 詐欺」が特に多く、未だにこの種手口により被害に遭うケースが後を絶ちません。

また、このような詐欺請求が電子メールで送信される際、「違反金の請求詳細」などとしたリンクや添付ファイルが付随している場合があり、これらを開くことで、コンピュータがウイルスに感染するケースもあります。

○防衛策

- ・脅迫的文言に惑わされないようにし、一呼吸置いて内容が真実かどうかを確認するようにしてください。
- ・相手が求める支払い方法に注目してください（一般の信頼ある組織、企業がギフトカード、電信送金、ビットコインなどで支払いを求めることはありません）。

・請求先が著名な会社や政府機関である場合、これらに直接電話して事実の有無を確認してください。この場合の連絡先として、電話帳を利用するなど相手が示した連絡先以外のものを使用してください。

「詐欺から身を守るための7か条」

- 1 詐欺の可能性を常に意識すること
- 2 取引相手を調査すること
- 3 疑わしいテキストやポップアップウィンドウ、またはメールを開封しないこと
- 4 個人情報を実際に保管すること
- 5 異常な決済方法に注意すること
- 6 パソコン（スマートフォン含む）を安全に管理すること
- 7 パスワードは慎重に選択すること

※万一被害に遭われた場合、「131-444」に電話し、警察に届けてください。

※参考 URL

○スキヤム・ウォッチ（最新手口の紹介）

www.scamwatch.gov.au

○オーストラリア・サイバー・セキュリティ・センター（サイバー・スペース上での手口紹介・被害報告）

www.cyber.gov.au

（2）邦人安全対策連絡協議会の開催結果について

1月28日（火）、当館において、当地の邦人団体や留学支援業者などの代表者にお集まりいただき、在留邦人・在外企業の安全確保について協議する「邦人安全対策連絡協議会」を開催し、当館による犯罪情勢に関する講義とともに、最近の事例などについて意見交換を行いました。

そこで取り上げられた最近の事例について以下紹介しますので、安全対策の参考にいただければ幸いです。

○ホームステイ、ファームステイを経験した学生が、ステイ先の家主からハグやキスをされた旨の申告があった。

○シェアハウスのオーナーにボンドを支払ったが、実際に来豪すると部屋が埋まったとして、入居できなかった上、ボンドの返還にも応じてもらえなかった。オーナーとは契約書も交わしておらず、ボンドも現金手渡しで領収書も徴していなかったため、結局泣き寝入りする羽目になった。

→ワーホリや学生で来豪された方のこうしたトラブルが多発しています。犯罪に該当

する場合は警察や弁護士に相談してください。また以下のリンクにおいて NSW 州がシェアハウスに関する注意事項やトラブル発生時の相談先についてまとめていますので是非お読みください。

<https://www.tenants.org.au/factsheet-15-share-housing>

○20 代前半の女性が、SNS で知り合い親しくなった米兵を名乗る男から、「君と結婚したい」「君に結婚資金として高価な宝石を送ったが、税関で差し止められてしまった」「この宝石の没収を免れるには先方に手数料を送る必要があります、そのお金を立て替えてほしい」と言われ、男が指定した口座に 100 万円以上を振り込んだ詐欺被害に遭った。

→先月号のメルマガで取り上げた「ロマンス詐欺」の典型例です。オンラインでしか会ったこともない者に送金したり、個人情報をお教えたりしないようにしましょう。

○スリの被害に遭ったが、現金だけを抜き取った後財布を戻す手法であったため、被害に気づくのが遅れた上、警察に届けても証拠がないとして取り合ってもらえなかった。

→被害に遭った後での立証は困難な場合があります。特にスリの場合、貴重品は肌身離さず携行し、常に意識を向けることで被害に遭わないようにすることが大切です。

◎同協議会における当館による講義資料「NSW 州における犯罪情勢と詐欺対策」を当館ホームページに掲載しました。安全対策の参考にしていただければ幸いです。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety.html

4 森林火災への復興支援情報

(1) 日本企業・日本関連団体からの義援金

森林火災に対する日本企業や日本関連団体から、500 万豪ドルを超える義援金が寄付されました。今後も、チャリティイベントでの募金活動等が予定されています。

日本の皆様からの善意が、被災地の一刻も早い復興に役立つことを祈っております。

(2) 支援先情報【当地の森林火災被害への支援にご関心がある方へのご案内】

在シドニー日本国総領事館は、NSW 州をはじめ当地で数ヶ月続く森林火災に関し、在留邦人・企業の方から支援先について問い合わせを頂いていることから、関連情報を提供させて頂きます。

ベレジクリアン NSW 州首相は、支援への謝意表明とともに、支援先について NSW 地方消防局 (NSW・RFS) のウェブサイト参照するようメッセージを発信しています。同ウ

ウェブサイトには、豪州赤十字、救世軍、消防ボランティアなどの寄付先が記載されています。
(州首相 Twitter)

<https://twitter.com/GladysB/status/1214377516778938368>

(NSW 州地方消防局ウェブサイト)

<https://www.rfs.nsw.gov.au/news-and-media/general-news/how-you-can-help>

5 日本文化行事情報

(1) 『Seikatsu Kogei: Objects for Intentional Living』展 (工芸)

日時：2月21日(金)～5月23日(土)

会場：国際交流基金 (<https://goo.gl/maps/FcTcC6RbVBYyyDip9>)

詳細：<https://jpf.org.au/events/seikatsu-kogei/>

○オープニングレセプション (木匠家：三谷龍二出席)

日時：2月21日(金) 18:30-20:00 (18時開場)

○三谷龍二アーティストトーク

日時：2月22日(土) 14:30-15:30 (14:00開場)

詳細：<https://jpf.org.au/events/artist-talk-seikatsu-kogei-with-ryuji-mitani/>

(2) 国際ヨットレース大会 Sail GP

2月28日(金)～29日(土)、シドニー湾において、国際ヨットレース大会 Sail GP が開催されます。日本チームも出場予定です。

日時：2020年2月28日(金)、29日(土)

会場：シドニー湾

詳細：<https://sailgp.com/races/sydney/event-overview/>

(3) 鹿鳴家 (カナリヤ) 一門 英語落語公演及びワークショップ

日時：3月6日(金)、7日(土)

会場：国際交流基金セミナールーム (<https://goo.gl/maps/FcTcC6RbVBYyyDip9>)

詳細：<https://jpf.org.au/events/rakugo-in-english/>

(4) "Japan supernatural"展

日時：2020年3月8日(日)まで

会場：NSW 州立美術館 (<https://goo.gl/maps/FiFweRQePEb4BwL88>)

詳細：<https://www.artgallery.nsw.gov.au/exhibitions/supernatural/>

6 Twitter・Facebook の案内

<総領事公式 Twitter>

紀谷総領事による公式 Twitter アカウントです。総領事の活動などを発信中です。

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

<総領事館公式 Facebook>

総領事館の行事、NSW 州・北部準州で開催される日本関連のイベント、日本の観光情報等について発信しています。

<https://www.facebook.com/CGJSYD>

7 休館日のお知らせ（2・3月）

土日及び以下の日は休館いたします。

【2月】休館日はございません。

【3月】20日（金） 春分の日

在シドニー日本国総領事館

Level 12, 10'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話：(61-2) 9250-1000

Fax: (61-2) 9252-6600

Web: http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールに関してお気づきの点がございましたら、以下の当館代表メールアドレスにお気軽にご連絡ください。

japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailz/delete?emb=sydney.au>

※本メールマガジンのバックナンバーは以下のページに掲載しています。

<https://www.sydney.au.emb->

[japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html)